

福祉生活病院常任委員会資料

(令和3年10月7日)

〔件 名〕

- 1 「新型コロナ安心対策認証店特別応援事業」に係る認証店の巡回点検について
(くらしの安心推進課)・・・2
- 2 性犯罪・性暴力被害者のための夜間休日対応の開始について
(くらしの安心推進課)・・・3
- 3 鳥取県斜面の安全の確保に関する条例に係るパブリックコメントの実施について
(住まいまちづくり課)・・・4
- 4 第6回中海バイク&ランの開催について
(水環境保全課)・・・9
- 5 一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について
(住まいまちづくり課)・・・10

生活環境部

「新型コロナ安心対策認証店特別応援事業」に係る認証店の巡回点検について

令和3年10月7日
くらしの安心推進課

新型コロナ安心対策認証店特別応援事業「お食事クーポン券」の販売に先立ち、新型コロナ安心対策認証店（以下「認証店」という。）を巡回して、事業案内と感染防止対策の点検を行ったので、その概要を報告する。

1 認証店の巡回点検

- ・ 9月22、24、27日の3日間で1,697の認証店を職員約200名体制で巡回し、不在等（613店）を除く1,084店に対して事業案内及び感染防止対策の点検を行った。
- ・ 点検を行った1,084店のうち974店（90%）は対策が実施されていた。110店（10%）は「飲食中の会話時のマスク非着用」、「客の連絡先把握なし」等の対策が一部未実施であった。
- ・ 不在及び営業中のため対応していただけなかった613店については再度訪問、また、対策が一部未実施であった110店については再度点検し、対策が確認できた認証店からの申込みを受けて、順次お食事クーポン券を配布している。

認証店の巡回状況及び感染防止対策の点検状況(9/27時点)

区 分	東部	中部	西部	計	割合	
点検実施	441	246	397	1,084	64%	100%
対策ができています	397	222	355	974		90%
対策が一部できていない(再度点検)	44	24	42	110		10%
不在等(再度訪問)	217	130	266	613	36%	
合 計	658	376	663	1,697	100%	

2 参考 新型コロナ安心対策認証店特別応援事業（予算額2億円）【9月議会先議予算】

新型コロナウイルス感染症第5波の影響が大きい飲食店の対策として、プレミアム付きお食事クーポン券等の新たな需要喚起策を実施する。

- ・ 額 面 1冊5,000円（500円×10枚）
- ・ 販売価格 1冊4,000円（プレミアム率25%を県が補助）
- ・ 利用限度 1店舗当たり100冊（額面50万円）、購入は1人1回当たり1冊まで
- ・ 店舗募集 巡回訪問等から令和3年12月20日（月）まで
- ・ 販売期間 令和3年9月29日から令和4年1月31日（月）まで
- ・ 利用期間 各店舗におけるクーポン券販売日から令和4年3月31日（木）まで

性犯罪・性暴力被害者のための夜間休日対応の開始について

令和3年10月7日
くらしの安心推進課

性暴力被害者支援センターとっとりにおいて、内閣府のコールセンターを活用し相談等の体制を拡充したので、概要を報告する。

1 支援機関等

(1) 支援機関

性暴力被害者支援センターとっとり（愛称：クローバーとっとり）

(2) 運営主体

鳥取県性暴力被害者支援協議会（会長 むらえ 村江 まさもと 正始 鳥取産院院長）

（構成団体）

公益社団法人とっとり被害者支援センター、鳥取県医師会、鳥取大学医学部、鳥取県弁護士会、日本司法支援センター鳥取地方事務所、鳥取県臨床心理士会、鳥取県助産師会、母子生活支援施設、児童虐待防止活動団体、鳥取地方検察庁、鳥取県警察本部、鳥取県

(3) 支援内容

- ・相談、情報提供、医療機関等への付添い、支援コーディネート
- ・医療費等支援（産婦人科・精神科等）

（医療費等支援の例）

産婦人科医療 5回まで無料、精神科医療 3回まで無料、カウンセリング 5回まで無料

- ・法的支援（弁護士相談） 3回まで無料

【対象者】

強かん、強制わいせつ（未遂、致傷を含む。）に限らず、身体的接触や性的な脅かし行為（露出、のぞき、盗撮等）など自分の意に反して性的な行為を受けた被害者

※警察への被害届の有無、性別、年齢は問わない。

2 夜間・休日における相談・支援体制の拡充

令和3年10月1日（金）より内閣府が設置するコールセンターを活用して、新たに夜間・休日の相談を受け付け、24時間365日の電話相談・緊急支援を開始した。

(1) 電話相談

- 平日（月～金曜日、祝日を含む）の昼間

クローバーとっとりによる相談対応

- ・午前10時～午後6時、月・水・金は午後8時まで対応

- 夜間・休日等

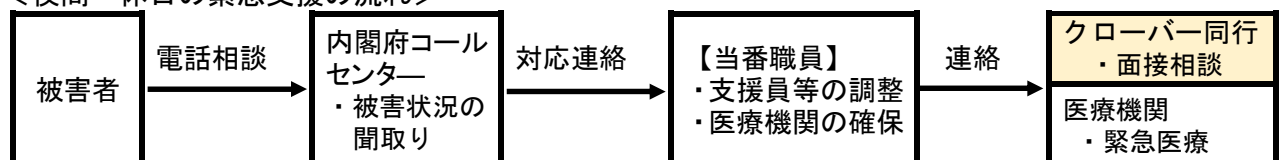
内閣府コールセンターを活用した相談対応

- ・午後6時～翌日午前10時、月・水・金は午後8時～翌日午前10時
- ・休日（土、日）及び年末年始（12月29日～1月3日）

(2) 緊急支援

- ・被害直後など医療機関での処置等の緊急支援が必要な案件は、内閣府コールセンターから電話連絡を当番職員が受け、クローバーと通りの支援員が同行支援等必要な対応を行う。
- ・緊急支援を必要としない案件は、翌営業日に内閣府コールセンターから報告を受けて相談対応を行う。

<夜間・休日の緊急支援の流れ>



鳥取県斜面の安全の確保に関する条例に係るパブリックコメントの実施について

令和3年10月7日

住まいまちづくり課・技術企画課

盛土、切土（以下「盛土等」）の施工及び斜面地の工作物設置を規制する条例の制定に向け、第3回アドバイザー会議を開催し、規制内容、技術基準等について条例案の中間とりまとめを行ったので、当該条例案について広く県民の意見を求めるためパブリックコメントを実施する。

1 意見募集の方法

- (1) 募集期間 令和3年10月8日（金）から10月22日（金）まで
- (2) 応募方法 郵送、ファクシミリ、電子メール又は県庁県民参画協働課、総合事務所意見箱等

2 条例案の概要（ゴシック下線は、第2回アドバイザー会議の意見を反映した内容）

(1) 盛土等及び工作物設置の許可制度

盛土等の施工及び斜面地における工作物の設置を行う場合に遵守すべき技術基準を定め、一定規模以上の行為を行う場合は、知事の許可を必要とする。

①許可の対象とする行為

盛土等の施工	「面積2,000㎡以上かつ高さ1m以上」又は「面積に関わらず高さ5m以上」の盛土等（残土処分場、宅地開発等が該当）
工作物の設置	斜面地に設置する面積300㎡以上、又は高さ15m以上の工作物（太陽光・風力発電施設等が該当） ※斜面地：傾斜度15度を超え、かつ高さ5mを超える斜面を含む土地 傾斜度30度を超える斜面地は、工作物が設置できない

※隣接する土地で施工時期、事業者が異なる事業は、土地の利用状況、事業の一体性を踏まえて許可対象事業を判断し、不適切な工事を防止する。

②許可申請から完了検査までの審査

- ・許可申請から工事完了までの各段階において、書面審査及び現地検査を行い、技術基準への適合を確認する。

区分	審査方法	審査内容
許可申請	書類審査	・設計図書（図面、地質調査、安定計算書等）の審査を行い、技術基準への適合を確認し、許可証を交付（技術基準に適合しなければ工事に着手できない。）
中間検査申請	書類審査 現地検査	・「地盤の状態」、「埋設される排水設備」、「工作物の基礎」の施工状況について、技術基準への適合を確認し、中間検査合格証を交付（合格後に次工程の工事実施が可能）
完了検査申請	書類審査 現地検査	・技術基準への適合を確認し、完了検査合格証を交付（合格するまで使用を制限）

③技術基準

- ・盛土等及び工作物の設置について斜面の安全に係る技術基準を設定し、許可において審査する。
※技術基準に定める項目：法面の勾配、小段の間隔・幅、法面の保護、排水施設の構造等

④近隣関係者への事前説明

- ・盛土等及び工作物の設置に係る事業計画について、近隣関係者への事前説明を義務付ける。
※近隣関係者は事業区域及び隣接する土地の所有者、地元自治会等

⑤定期報告による基準適合の審査

- ・斜面及び排水設備の点検結果の定期報告により、技術基準への適合を現地確認する。

施工中	6月毎に施工状況、斜面の安全に係る点検結果の報告を求める。（他県から搬入する土砂も確認）
完了後	盛土等は完了後10年、工作物は撤去完了まで、毎年点検結果の報告を求める。 （斜面に異変又は維持管理の不備があったときは、安全性が担保されるまで報告期間を延長）

⑥保証金の預託

- ・一定の工事を対象に斜面の崩落、工作物の放置など不測の事態に備える保証金の預託を求める。
※保証金の対象：斜面地の盛土施工（残土処分場、宅地開発等）、工作物（太陽光・風力発電施設等）
- ・保証金の額は事業費の5%又は事業区域の面積1ha当たり200万円のいずれか高い額とする。

(2) 建設発生土搬出の許可

500㎡以上の建設発生土を場外に搬出する場合は知事の許可を必要とする。

※他県に搬出する土砂も確認

(3) 監視体制、違反行為に対する措置

- ・土砂の不法投棄、無許可の工事等を監視するため巡視員を配置して定期巡回等を行う。
- ・必要に応じて事業者へ報告・資料提出を求め、立入調査を行う。
- ・違反者に対して指導、勧告、公表、命令などの措置及び罰則を規定する。

3 「盛土等安全確保アドバイザー」会議

(1) 第3回会議の概要

日時：9月29日（水）午後3時～4時30分 場所：とりぎん文化会館（第2会議室）
 アドバイザー（鳥大、島大の専門家）：杵見吉晴（座長）、中村公一、小野祐輔、酒井哲弥
 ※杵見座長以外はWEB参加。

(2) 第2回会議の意見への対応方針（案）

	アドバイザーの主な意見	対応方針（案）
1	・2,000㎡未満でも高く盛る場合は危険性がある。抜け道がないように工夫をお願いしたい。	・高さ5m以上の盛土等を行う場合を規制対象に加える。
2	・隣接して異なる業者が許可を要する規模未満で盛土や工作物の設置を行い、結果として全体の区域が当該規模を超えるような場合、どう対処するか。	・施工時期、事業者が異なっても、一団の土地の区域において、一体的に行い施工面積等の合計が許可を要する規模を超える場合には、当該規模を超える事業を行う者が許可を得て、施工済みの区域を含め技術基準に適合する必要があることとする。
3	・盛土内に埋設する排水設備等は、中間検査で確認すべき。	・中間検査で確認することを規定する。
4	・完了後の定期報告の期間10年間に、排水設備の不備が確認された場合は、報告期間を延伸できるようにしておくべきではないか。	・何等かの不備があった場合に、報告期間を延伸できるように規定する。

(3) 第3回会議の主な意見

- ・第2回会議の意見への対応については、「第2回会議の意見への対応方針（案）」で了解。
- ・アドバイザーの意見が反映され、盛土等の規制内容に抜け道がなくなったと思う。

4 今後の予定

令和3年10月8日～22日 パブリックコメント、県民参画電子アンケート実施
 10月下旬 第4回アドバイザー会議（最終とりまとめ）
 11月 常任委員会報告（条例案、パブリックコメント結果の報告）、
 11月以降 条例案の附議
 令和4年6月（出水期） 条例の施行

「鳥取県斜面の安全の確保に関する条例」骨子案について 皆様のご意見をお寄せください

令和3年7月に静岡県熱海市で発生した大規模な土砂災害は、多くの人命や財産が奪われるなど甚大な被害をもたらしました。この災害は、不適切な盛土が原因であると考えられていますが、盛土そのものを一律に規制する法律がなく、自治体によっては条例を制定して規制を行っています。

鳥取県では、不適切な盛土及び切土（以下「盛土等」といいます。）などによる土砂災害を防止するため、一定規模以上の盛土等及び斜面での工作物設置を許可制とし、斜面の安全性に係る事前の技術審査を行うことを柱とする盛土等及び工作物設置の規制を行う新たな条例の制定を検討しています。

この度、条例の骨子案をとりまとめましたので、県民の皆さまのご意見をお寄せください。

1 条例の構成案

- 第1章 総則（目的、規制の対象とする行為、県、事業者及び土地の所有者等の責務）
- 第2章 盛土等及び斜面地の工作物設置の許可制度
（近隣関係者への事前説明、中間・完了検査、定期報告、保証金の預託）
- 第3章 建設発生土搬出の許可制度
- 第4章 雑則（巡視活動、報告の徴取及び立入調査、指導・助言、勧告・公表、命令）
- 第5章 罰則

2 検討経過

専門家によるアドバイザー会議を設置し、これまで計3回にわたって検討を行い、条例骨子案をとりまとめました。お寄せいただいたご意見を取りまとめ第4回アドバイザー会議で最終案を検討する予定です。アドバイザー会議の概要・議事録はこちら⇒ <https://www.pref.tottori.lg.jp/299072.htm>
（下記ウェブページアドレスからもご覧になれます。）

3 条例制定までのスケジュール（予定）

- 令和3年10月22日（金） ご意見の応募期限
- 令和3年10月末頃 ご意見取りまとめ、第4回アドバイザー会議開催、最終案の公表
- 令和3年11月以降 県議会に付議
- 令和4年 6月 条例の施行

応募方法

- ・電子メール、県のウェブページ応募フォーム、郵送またはファクシミリでお寄せいただくか、意見箱への投函（下記県の機関）および市町村役場窓口のいずれでも応募できます。
- ・提出される様式は自由ですが、このチラシもご利用になれます。
- ・このチラシは県庁住まいまちづくり課のウェブページからダウンロードできるほか、県庁県民参画協働課、各総合事務所地域振興局、日野振興センター日野振興局、東部・八頭庁舎、県立図書館および各市町村役場の各窓口でも配架しています。

ウェブページアドレス：<https://www.pref.tottori.lg.jp/299659.htm>



結果の公表

いただいたご意見への対応については、後日、とりまとめてウェブページ等で公表します。

《応募・問い合わせ先》

鳥取県 生活環境部 暮らしの安心局 住まいまちづくり課 景観・建築指導室
 郵 送：〒680-8570（所在地記載不要）
 電 話：0857-26-7391
 ファクシミリ：0857-26-8113
 電子メール：sumaimachizukuri@pref.tottori.lg.jp

「鳥取県斜面の安全の確保に関する条例」骨子案

第1章 総則

1 目的

盛土及び切土(以下「盛土等」)の施工、斜面地の工作物の設置並びに建設発生土の搬出の適正化に関して必要な事項を定めることにより、斜面の安全の確保、災害発生の防止、並びに良好な自然環境及び生活環境の保全を図り、もって県土の秩序ある利用及び県民の生活の安心・安全を確保することを目的とします。

2 規制の対象とする行為

(1) 一定規模以上の盛土等を行う行為

>>>対象は、「面積 2,000 m²以上かつ高さ1m以上」又は「面積にかかわらず高さ5m以上」の盛土等
・ 残土処分場や宅地開発等が該当し、土砂の仮置きも対象となります。

(2) 斜面地に一定規模以上の工作物を設置する行為

>>>対象は、「面積300m²以上」又は「高さ15m以上」の工作物の設置

- ・ 傾斜度が15度を超え、かつ高さが5mを超える斜面地及びその周辺における工作物の設置を規制し、傾斜度が30度を超える斜面地においては工作物の設置を禁止します。
- ・ 太陽光発電施設や風力発電施設の設置等が該当します。

(3) 一定規模以上の建設発生土の搬出

>>>対象は、「土量500m³以上」の建設発生土の搬出

3 県、事業者及び土地の所有者等の責務

- 県は、条例の目的達成に必要な措置を適切かつ円滑に講じるとともに、市町村と連携を図ります。
- 事業者は、上記の対象規模以上の盛土等の施工及び斜面地における工作物の設置にあたっては、斜面の安全に係る技術基準※を遵守し、災害発生の防止などの措置を講じることとします。
※ 法面の勾配、小段の間隔・幅、法面の保護、排水施設の構造等に関する基準
- 土地の所有者等は、災害の発生を助長し、自然環境、生活環境を損なうおそれのある事業者に対して、当該土地を使用させることのないように努めることとします。

第2章 盛土等及び斜面地の工作物設置の許可制度

1 事業計画の事前審査と知事の許可

第1章の2の(1)一定規模以上の盛土等を行う行為、(2)斜面地に一定規模以上の工作物を設置する行為は、着手する前に、事業計画が技術基準に適合することの審査を受け知事の許可を得ることが必要になります。

施工時期、事業者が異なっても、一団の土地の区域において一体の計画とみなされるものは、合計して対象規模以上の盛土等又は工作物の設置を行う場合は、許可が必要です。

(許可不要とするもの)

安全性が担保されているものは、許可不要とします。

- (1) 災害復旧のために必要な応急措置として行うもの
- (2) 国、地方公共団体及び公共的団体が行うもの
- (3) 法令に基づく許認可において、条例の技術基準と同等以上の基準で審査されるもの
- (4) 通常の維持管理行為とみなせるもの(林業専用道、作業道の設置等)

(許可手続きの簡素化)

許可を得ることが必要なものであって、法令等の許認可と審査内容が重複するものは、許可手続きを簡素化します。(法令等の許認可手続きと一体で審査を行い、重複する書類の提出を省略します。)

2 近隣関係者への事前説明

事業者には、許可申請を行う前に、事業計画を近隣関係者に説明することを義務付けます。

(近隣関係者)

- ・ 隣接する土地の所有者等(土地の使用権原を有するもの)
- ・ 上記の土地にある建築物の所有者等(建築物の使用権原を有するもの)
- ・ 上記の土地に係る地元自治会に所属する関係住民

3 中間検査、完了検査

許可を受けた事業者には、知事の中間検査、完了検査を受けることを義務付けます。

中間検査	事業完了時には確認できない「地盤の状態」、「埋設される排水設備の設置状況」、「工作物の基礎設置状況」について、各工程で、事業計画・技術基準への適合を確認します。中間検査に合格しなければ、次工程の工事に着手できません。
完了検査	事業完了時、事業計画・技術基準への適合を確認します。完了検査に合格しなければ、その土地や工作物の使用を認めません。

4 定期報告

許可を受けた事業者には、知事への定期報告を義務付けます。

事業実施中	施工状況等について、6月毎に報告
事業完了後	維持管理の状況等について、盛土等は10年間、工作物は撤去されるまでの間、1年毎に報告（斜面に異変や維持管理の不備が確認された場合、安全が確保されるまで報告期間を延長）

5 保証金の預託

許可が必要なもののうち、不測の事態が起きた場合に大きな被害をもたらすおそれがあるものについて、金融機関に保証金を預託することを義務付けます。（県は預託金に質権を設定します。）

対象	斜面地の盛土施工、工作物の設置
金額	「事業費の5%」又は「事業区域面積1haあたり200万円」のいずれか高い額
用途	斜面の安全の確保、災害発生の防止等のために必要な措置を、事業者に代わって県が実施する場合の費用に充当
質権の解除	次の場合に、県が預託金に設定した質権を解除 盛土施工 ⇒完了検査に合格した場合 工作物設置 ⇒工作物が撤去された場合

第3章 建設発生土搬出の許可制度

第1章の2の（3）土量500m³以上の建設発生土の搬出は、搬出前に、知事の許可を得ることが必要になります。

- ・事業計画で、適切な搬出先があること等を審査します。
- ・建設発生土搬出の完了を知事に報告することを義務付けます。
- ・建設発生土トレーサビリティシステム※を利用する場合は、許可手続きを簡素化（事業計画書提出を省略）します。
※ ICT(情報通信技術)を活用し、搬出元から搬出先まで正確に把握するシステム。現在、利用を想定しているシステムは、一般財団法人先端建設技術センターの「SSTRACE(エスエストレース)®」など。

（許可を不要とするもの）

安全性が担保されているものなどは、許可不要とします。

- (1) 災害復旧のために必要な応急措置として行うもの
- (2) 国、地方公共団体及び公共的団体が行うもの
- (3) 法令に基づく許認可において、適切な搬出先等が審査されるもの
- (4) 通常の維持管理行為とみなせるもの（林業専用道、作業道の設置等）

第4章 雑則

1 巡視活動

県は、土砂の不法投棄、無許可の工事等を監視するため、巡視員を配置して定期巡回等を行います。

2 報告の徴収及び立入調査

県は、必要に応じて事業者に報告や資料の提出を求め、立入調査を行います。

3 指導・助言

県は、必要に応じて事業者に指導・助言を行います。

4 勧告・公表

県は、斜面の安全確保、災害の発生防止、良好な自然環境又は生活環境の保全（以下「斜面の安全確保等」）のために必要な措置を事業者に勧告します。事業者が、勧告に従わない場合はその旨と氏名・名称を公表します。

5 命令

県は、盛土等の施工、工作物の設置、建設残土の搬出により、斜面の安全確保等に支障が生じるおそれがある場合には、事業の停止、盛土・工作物の撤去その他斜面の安全確保等に必要な措置を事業者に命じます。

（命令の対象者）

- ・技術基準に従わない者
- ・無許可で事業を行った者
- ・災害発生などの危険を生じさせた者

第5章 罰則

無許可で事業を行った者、県の命令に従わない者等に対し、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金を規定します。

第6回中海バイク&ランの開催について

令和3年10月7日
水環境保全課

中海は多くの水鳥が生息する湿地として、平成17年11月に湿地の保存に関する国際条約であるラムサール条約湿地に登録されている。

鳥取県と島根県では、ラムサール条約の趣旨である中海の保全と賢明な利用（ワイズユース）の更なる普及啓発を行うため、「第6回中海バイク&ラン」を開催するので、その概要を報告する。

- 1 開催期間** 令和3年10月30日（土）～11月14日（日）（16日間）
- 2 場 所** 中海周辺（米子市、境港市、松江市）
3コース（標準推奨コース、ロング推奨コース、チャレンジコース）
- 3 内 容**

新型コロナウイルス感染対策を行いながら楽しめるよう、期間中、参加者が自由に日時を選んで参加していただく形式で開催する。

 - サイクリング又はランニングによって、米子水鳥公園、竜ヶ山公園などの7か所のスタンプポイントを周り、中海の自然の恵みや魅力に触れていただく。
 - スマートフォンアプリを活用した「非接触型」の電子スタンプラリー形式により実施する。
 - スタンプポイントで中海に関するクイズに答えていただくと、電子スタンプを獲得できる。
 - 電子スタンプを獲得し、アンケートに答えていただいた参加者には、地元食材等の景品をプレゼントする。
- 4 募集期間** 10月1日（金）～10月24日（日）
鳥取県サイクリング協会のホームページ内の特設ページにて申込み。
- 5 募集人数** 先着150名（参加料：無料）
新型コロナウイルス感染拡大防止のため、鳥取県又は島根県にお住まいの方に限定。
- 6 実施機関** 主催：鳥取県、島根県
共催：中海・宍道湖・大山圏域市長会
協賛：(株)中海テレビ放送
主管：鳥取県サイクリング協会
- 7 その他** 新型コロナウイルス感染拡大状況により中止する場合がある。

<参考>前回（第3回）の開催状況

- ・開催日 平成29年10月9日（月・祝）
- ・参加人数 272名（中国四国ブロックサイクリング大会と合同開催）



※第4回（平成30年）と第5回（令和元年）は台風により中止

一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について

令和3年10月7日
生活環境部

【新規分】							
主務課	工事名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工期	契約年月日	入札方式
くらしの安心局 住まいまちづくり課 (営繕課)	県営住宅河北団地第一期住戸 改善工事(50棟)(建築)	倉吉市 福庭町	県営住宅河北団地第一期住戸改善工事(56棟) (建築)高野組・向井組特定建設工事共同企業体 代表者 株式会社高野組 代表取締役 高力 久美	401,500,000円 (予定価格) 404,580,000円	令和3年9月16日 ~令和4年10月14日	令和3年9月15日	制限付 一般競争入札 (2社)